

京都市上下水道局管理規程第18号

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 地方公営企業等の労働関係に関する法律及び労働組合法に規定する適法な協議

又は交渉を行う場合

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)